

立憲民主党 代表 泉健太 様

令和5年2月9日(木)

子育て支援拡充を目指す会

要望書

子育て当事者のアンケート結果に基づく 子育て支援実施の要望

2022年の出生数は77万人台まで落ち込む結果となりました。子育て政策に注目が集まっている昨今、当事者の声からかけ離れた政策が実施されることも少なくありません。2022年10月からは、16歳未満の子どものいる世帯への児童手当特例給付が所得制限により不支給となりました。また、政府は6月に策定される骨太の方針へ「次元の異なる少子化対策」を盛り込むとしましたが、聞こえてくる「少子化対策」は、出産一時金の増額や、現行の妊婦や乳児の定期検診制度への不安や負担を残したままの伴走型相談支援の新設、待機児童問題を先送りしたままの育児休業中女性のスキルアップ支援など、子育てへの不安を直接的に解決するとは言いがたい内容も含まれます。

そのような政治の状況を踏まえて子育て支援拡充を目指す会では、子育ての当事者が本当に求める子育て政策を明らかにすべくインターネットでのアンケートを実施し、約一週間で5,304件の回答をいただきました。このアンケート結果に基づき、以下を要望いたします。

要望内容

1. 各種子育て支援制度の所得制限撤廃と支援の拡充

日本の子育て支援制度は、児童手当や高校無償化を始めとして、その多くに所得制限があります。しかしながらアンケートでは、所得制限世帯であろうとなかろうと「子どもに対する支援に所得制限は実施すべきでない」という意見が多く寄せられました。高所得者の子どももまたこの国の将来を担う次世代として、子育て支援制度の対象としていただけるよう、所得制限の撤廃をお願いいたします。

また現行の子育て支援制度は質・量ともに不十分と言わざるを得ません。所得制限撤廃は日本の子育て支援の改善においてスタートラインに過ぎず、以下に掲げる抜本的な見直しが必要であると考えます。

2. 子育ての全期間を通した経済的負担の軽減策の実施

子育ては子どもの妊娠・出産から、子どもが社会に出るまで、長い期間に渡って続くものです。この期間にかかる経済的負担を軽減しないことには、子どもを希望する夫婦が望むだけの数の子どもを産み、育てることはできません。

現在の制度においては児童手当が挙げますが、16歳未満を対象とした年少扶養控除は廃止されたままです。高校生を対象とした特定扶養控除もまた、以前の控除額が減額された状態になっています。経済的負担の軽減には、現金給付と減税の両輪が必要です。

3. 小さな子どもを育てる際にかかる労働的負担の軽減策の実施

現役世代の手取り年収が減少する中、子育て世帯は多くが共働きを選択しています。また日本経済全体では労働力不足から、今後も共働きが子育て世帯の標準あることに変わりはないでしょう。

共働きにとって最も負担となるのが、子どもが小さいころの労働的負担です。子がいる母親の職探しは難しく、職確保を優先のため、待機児童問題も数字の上でこそ解消しつつありますが、隠れ待機児童はまだ多く十分とは言えません。

また現在の日本の労働は家庭を顧みない上で成り立っており、特に男性が子育てに参加する風土が醸成されておらず、一方に負担を強いて、結果として子持ち女性の就業難にも繋がります。

子どもが小さい頃にかかる労働的負担の軽減策として、保育園の充実や保育士の待遇改善、あるいは一時保育など選択肢の多様化はもちろん、休業を取らずとも育児に参加できる労働環境作り・風土作りに繋がるような政策を実施してください。

4. 高校・大学にかかる教育費負担の軽減策の実施

子育ての後半では高校・大学に多大な教育費負担がかかる事から、夫婦がライフプランの見通しを立てた結果、出産を諦めることがあります。また特に多子世帯においては教育費負担が子どもの人数分重なることから、お子さんが経済的負担を理由に進路を制限されるなど、およそ子どもの目標に立った制度とは言えません。

高校無償化の所得制限撤廃と拡充、日本学生支援機構の奨学金の所得制限撤廃、高校・大学の学費を低廉化する政策を実施してください。

5. 障害児福祉の所得制限撤廃

障害児福祉は、障害を抱えたお子さんの健康な生育、発達にとって欠かせないものです。また障害児を抱える家庭の経済的負担は非常に重いため、所得制限のため給付が受けられないことにより、大きな可処分所得の逆転が生じています。療育や補装具を諦めることによる障害児本人の成長への悪影響や、ヤングケアラーとなるきょうだい児が進学を諦めるといった事態も起き、経済離婚する考えるという声が届いています。自治体による医療費の補助も差が大きく、特に所得制限ありの自治体では、重層的な負担になっています。

障害を抱えた子どもと家族の負担を軽減するものとしても、障害児福祉は所得制限を撤廃し、一律の給付してください。

6. 上記の各要望内容を複合的・恒久的な制度として打ち立て、当事者が「安心」して子育てできる社会の実現

上記に掲げる各要望は別個のものとして扱われるのが常です。しかしながら子育ては長い期間にわたって続くものであり、各政策を複合的に行うことこそ意味があります。またこれまで子育て期間のさなかに制度の改悪が頻発しており、子育て当事者の多くが不安を抱く状態に陥っています。

子育て支援制度は「子育て」の全期間を見通して複合的・恒久的に設計・実施し、子育ての当事者とこれから子どもを産み育てる若者たちが「安心」して子育てのできる社会を実現してください。